

福島再生加速化交付金（第28回）の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知する。

- ① 「長期避難者生活拠点形成（第17回）」・・・・・・・・別添1
- ② 「道路等側溝堆積物撤去・処理支援（第1回）」・・・・・・・・別添2

◆交付可能額について

福島県及び市町村から提出された事業計画に対して行う交付可能額は以下のとおり。

事業費	3, 0 8 9 百万円、国費	2, 5 8 5 百万円
（うち、長期避難者生活拠点形成		
事業費	2, 9 7 1 百万円、国費	2, 5 2 6 百万円
うち、道路等側溝堆積物撤去・処理支援		
事業費	1 1 8 百万円、国費	5 9 百万円

※計数は精査の結果、今後変動があり得る。

※長期避難者生活拠点形成及び道路等側溝堆積物撤去・処理支援の個別の詳細については別添1及び別添2参照。

福島再生加速化交付金（第28回）《長期避難者生活拠点形成（コミュニティ復活交付金）第17回》の交付可能額通知及び長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針の公表について

「福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成（コミュニティ復活交付金））」について、本日、交付可能額を通知します。

また、受入市町村ごとに、県、受入市町村、避難元市町村及び国による協議で合意した内容を取りまとめた復興公営住宅や関連する基盤整備等に関する取組方針に関して、生活拠点を形成する2市町について改定を行ったので、併せて公表します。

1. コミュニティ復活交付金の交付可能額通知（第17回）について

別紙1のとおり

2. 受入市町村ごとの長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針について

別紙2のとおり

本件連絡先

復興庁原子力災害復興班

後藤、高田

電話：03-6328-0250

コミュニティ復活交付金の交付可能額通知（第 17 回）について

福島県、受入市町村及び避難元市町村から提出された 14 市町村の生活拠点形成事業計画に対して行う交付可能額の通知は以下のとおり。

1. 交付可能額について

今回配分額 事業費： 2,971 百万円 国費：2,526 百万円

（注）計数は精査の結果、今後変動があり得る。

（配分額計 事業費：214,731 百万円 国費：187,254 百万円）

（注）今回配分額を含む。

生活拠点形成事業計画別及び事業主体別の交付可能額（第 17 回）

事業計画名	事業主体	交付可能額 (百万円)		主な配分内容
		事業費	国費	
福島市生活拠点形成事業計画	飯舘村・福島県	249	213	家賃低廉化・低減
会津若松市生活拠点形成事業計画	福島県	152	131	家賃低廉化・低減
郡山市生活拠点形成事業計画	福島県	779	656	家賃低廉化・低減、道路
いわき市生活拠点形成事業計画	福島県	558	480	家賃低廉化・低減
白河市生活拠点形成事業計画	福島県	18	16	家賃低廉化・低減
二本松市生活拠点形成事業計画	福島県	153	131	家賃低廉化・低減
田村市生活拠点形成事業計画	福島県	8	7	家賃低廉化・低減
南相馬市生活拠点形成事業計画	福島県	416	356	家賃低廉化・低減
本宮市生活拠点形成事業計画	本宮市	60	52	家賃低廉化・低減
桑折町生活拠点形成事業計画	桑折町	40	34	家賃低廉化・低減
川俣町生活拠点形成事業計画	川俣町・福島県	270	221	家賃低廉化・低減、避難者支援
大玉村生活拠点形成事業計画	大玉村	63	54	家賃低廉化・低減
三春町生活拠点形成事業計画	葛尾村・福島県	183	157	家賃低廉化・低減
川内村生活拠点形成事業計画	川内村	21	18	家賃低廉化・低減
合計		2,971	2,526	

（注）端数処理により、合計と一致しない場合がある。

2. 主な交付対象事業

- 災害公営住宅家賃低廉化事業《17 事業》
福島県（10 事業）、飯舘村、本宮市、桑折町、川俣町、大玉村、葛尾村及び川内村に対し、約 1,996 百万円（国費）を通知（事業費：約 2,281 百万円）。
- 東日本大震災特別家賃低減事業《17 事業》
福島県（10 事業）、飯舘村、本宮市、桑折町、川俣町、大玉村、葛尾村及び川内村に対し、約 289 百万円（国費）を通知（事業費：約 386 百万円）。
- 道路事業《1 事業》
福島県に対し、93 百万円（国費）を通知（事業費：120 百万円）
- 避難者支援事業等《1 事業》
川俣町に対し、川俣町内でのコミュニティ施設の整備に係る経費として、約 147 百万円（国費）を通知（事業費：約 184 百万円）。

別紙 1 － 参考 1 原発避難者向け復興公営住宅の整備状況
参考 2 原発避難者向け復興公営住宅の整備の進捗状況

原発避難者向け復興公営住宅の整備状況

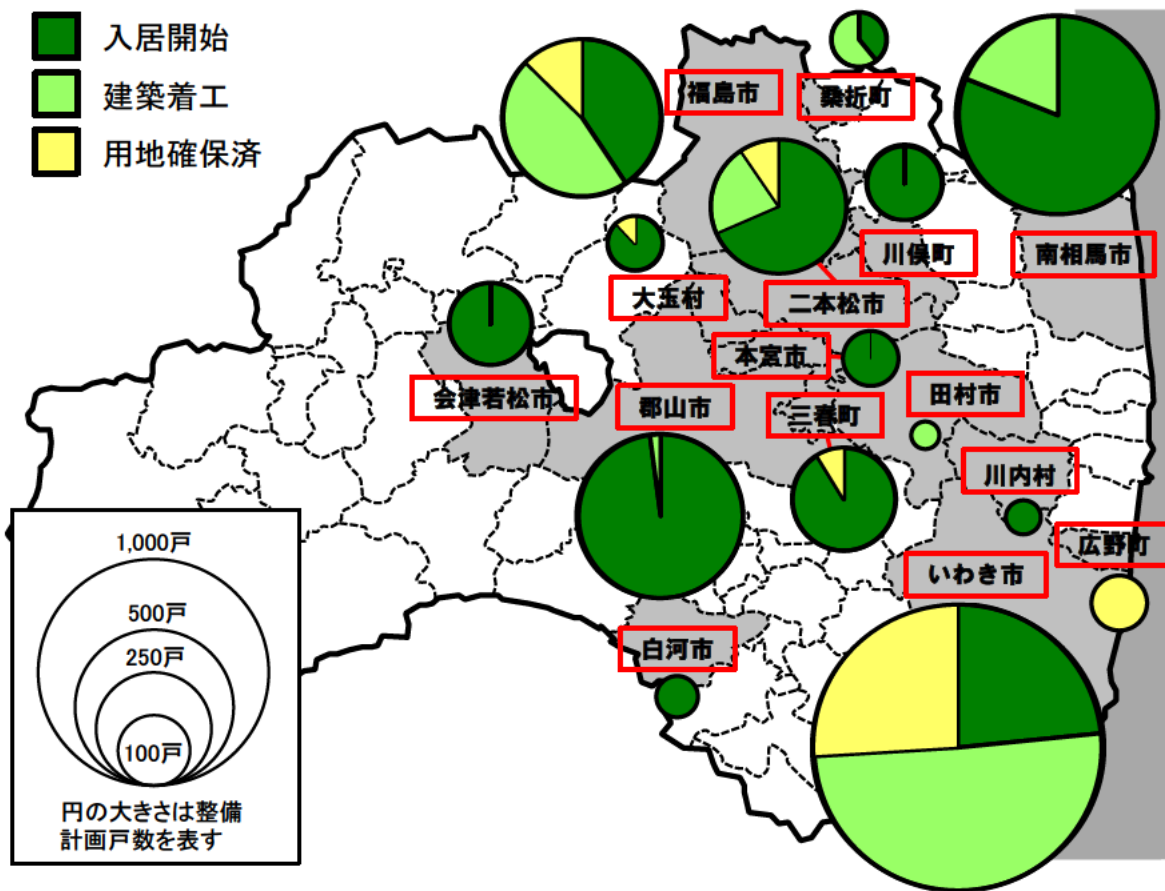
原発避難者向けの復興公営住宅として、平成 29 年 1 月現在で全体整備計画戸数 4,890 戸のうち、全ての戸数で用地確保済み。建築着工戸数は 4,253 戸、入居開始戸数は 2,833 戸。

(平成 29 年 1 月現在)

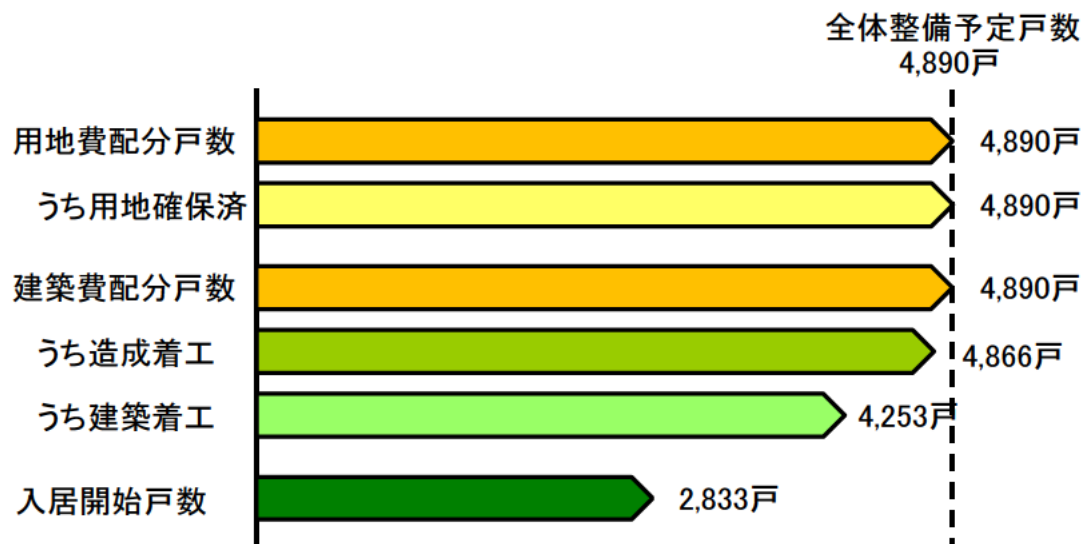
受入市町村	整備計画 戸数	用地確保済	整備状況	
			建築着工	入居開始
福島市	475 戸	475 戸	415 戸	193 戸
会津若松市	134 戸	134 戸	134 戸	134 戸
郡山市	570 戸	570 戸	570 戸	558 戸
いわき市	1,768 戸	1,768 戸	1,309 戸	414 戸
二本松市	346 戸	346 戸	313 戸	237 戸
南相馬市	927 戸	927 戸	927 戸	751 戸
川俣町	120 戸	120 戸	120 戸	120 戸
三春町	217 戸	217 戸	198 戸	198 戸
桑折町	64 戸	64 戸	64 戸	25 戸
大玉村	67 戸	67 戸	59 戸	59 戸
川内村	25 戸	25 戸	25 戸	25 戸
田村市	18 戸	18 戸	18 戸	18 戸
本宮市	61 戸	61 戸	61 戸	61 戸
白河市	40 戸	40 戸	40 戸	40 戸
広野町	58 戸	58 戸	0 戸	0 戸
計	4,890 戸	4,890 戸	4,253 戸	2,833 戸

原発避難者向け復興公営住宅の整備の進捗状況

1. 復興公営住宅における入居開始及び建築着工戸数等の状況(平成29年1月現在)



2. 復興公営住宅の整備の進捗状況(平成29年1月現在)



3. 復興公営住宅の入居予定時期(平成29年1月現在)



※あくまで現時点の予定であり、今後の進捗状況により、前後する場合があります。

受入市町村ごとの長期避難者等の生活拠点の 形成に向けた取組方針の公表について

1. 取組方針の位置づけ

長期避難者等の生活拠点（町外コミュニティ）の形成に向けて、受入市町村ごとに、福島県、受入市町村、避難元市町村及び国が、復興公営住宅の整備、道路等の関連基盤の整備、避難者の交流事業などのソフト施策等に関して、具体的な協議を行っており、合意した内容を取組方針として取りまとめ、公表することとしている。

（注）取組方針の構成

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ①避難者等の受け入れの状況 | 仮設住宅、借り上げ住宅への入居状況 |
| ②生活拠点形成に向けた取組方針 | 復興公営住宅や関連基盤の整備方針 等 |
| ③生活拠点の形成に向けた支援策 | 避難者のニーズに応じた各種支援策 等 |

2. 今回の取組方針改定（平成 29 年 1 月 27 日公表）

（1）改定を行う受入市町村

コミュニティ復活交付金（第 17 回）の交付可能額通知にあたり、長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針に関して、必要な改定を行った受入市町村 1 市 1 町（郡山市、川俣町）の取組方針を公表する。

（2）主な改定内容

- ① 関連基盤として新規道路整備の位置づけ
郡山市
- ② コミュニティ施設整備の位置づけ
川俣町

3. 取組方針の今後の取扱い

今後の協議の進捗によって、随時見直していくものとする。

（注）受入市町村ごとの取組方針の最新版については、復興庁ホームページで掲載。

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/20131129194216.html>

< 参考 1 > 受入市町村ごとの事務担当者会議（個別部会）の構成

受入市町村	避難元市町村	取組方針策定日
福島市	飯舘村、浪江町	平成 25 年 9 月 20 日策定 平成 26 年 2 月 14 日改定 平成 26 年 5 月 23 日改定 平成 26 年 7 月 11 日改定 平成 26 年 9 月 12 日改定 平成 26 年 11 月 14 日改定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定 平成 27 年 9 月 29 日改定 平成 28 年 3 月 4 日改定 平成 28 年 7 月 22 日改定
会津若松市	大熊町	平成 25 年 9 月 20 日策定 平成 26 年 5 月 23 日改定 平成 26 年 11 月 14 日改定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定 平成 27 年 9 月 29 日改定 平成 28 年 3 月 4 日改定
郡山市	富岡町、大熊町、双葉町	平成 25 年 9 月 20 日策定 平成 25 年 11 月 8 日改定 平成 26 年 2 月 14 日改定 平成 26 年 3 月 7 日改定 平成 26 年 5 月 23 日改定 平成 26 年 11 月 14 日改定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定 平成 28 年 3 月 4 日改定 平成 28 年 7 月 22 日改定 平成 29 年 1 月 27 日改定
いわき市	富岡町、大熊町、双葉町、浪江町	平成 25 年 9 月 20 日策定 平成 25 年 11 月 8 日改定 平成 26 年 2 月 14 日改定 平成 26 年 5 月 23 日改定 平成 26 年 9 月 12 日改定 平成 26 年 11 月 14 日改定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定 平成 27 年 9 月 29 日改定 平成 27 年 12 月 18 日改定 平成 28 年 3 月 4 日改定 平成 28 年 4 月 1 日改定 平成 28 年 7 月 22 日改定
白河市	双葉町	平成 26 年 7 月 11 日策定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定 平成 27 年 9 月 29 日改定 平成 28 年 3 月 4 日改定
二本松市	浪江町	平成 25 年 9 月 20 日策定 平成 26 年 2 月 14 日改定 平成 26 年 5 月 23 日改定 平成 26 年 11 月 14 日改定

		平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定 平成 27 年 6 月 26 日改定 平成 28 年 3 月 4 日改定 平成 28 年 7 月 22 日改定
田村市	大熊町	平成 26 年 5 月 23 日策定 平成 27 年 4 月 17 日改定 平成 28 年 3 月 4 日改定
南相馬市	双葉町、浪江町、飯舘村	平成 25 年 11 月 8 日策定 平成 26 年 2 月 14 日改定 平成 26 年 5 月 23 日改定 平成 26 年 9 月 12 日改定 平成 26 年 11 月 14 日改定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定 平成 28 年 3 月 4 日改定 平成 28 年 7 月 22 日改定
本宮市	浪江町、大熊町	平成 26 年 5 月 23 日策定 平成 26 年 7 月 11 日改定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定 平成 28 年 3 月 4 日改定
桑折町	浪江町	平成 25 年 11 月 8 日策定 平成 26 年 11 月 14 日改定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定 平成 28 年 3 月 4 日改定
川俣町	飯舘村	平成 26 年 5 月 23 日策定 平成 26 年 11 月 14 日改定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定 平成 27 年 9 月 29 日改定 平成 28 年 3 月 4 日改定 平成 28 年 7 月 22 日改定 平成 29 年 1 月 27 日改定
大玉村	富岡町	平成 26 年 2 月 14 日策定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定 平成 27 年 12 月 18 日改定 平成 28 年 3 月 4 日改定 平成 28 年 7 月 22 日改定
三春町	富岡町、葛尾村	平成 25 年 9 月 20 日策定 平成 26 年 3 月 7 日改定 平成 26 年 9 月 12 日改定 平成 27 年 1 月 30 日改定 平成 27 年 4 月 17 日改定 平成 28 年 3 月 4 日改定 平成 28 年 7 月 22 日改定
広野町	富岡町、大熊町	平成 26 年 11 月 14 日策定 平成 27 年 4 月 17 日改定 平成 27 年 9 月 29 日改定 平成 28 年 3 月 4 日改定 平成 28 年 7 月 22 日改定

※国（復興庁）、福島県は全ての個別部会に参画。

（注）川内村については、同一市町村内における避難であり、協議の場を設置

して協議する必要があるため、取組方針を策定していない。
 <参考 2> 今回取組方針の改定を行う受入市町村の状況

今回改定を 行う受入市 町村	避難者等の受け入れの状況 (平成 28 年 11 月 30 日時点)			復興公営住宅 の整備予定 (第 17 回交付可能額 通知時点)
	計	仮設住宅 入居者数	借上げ住宅 入居者数	
郡山市	3,960	925	3,035	570 戸、17 地区
川俣町	279	—	279	120 戸、2 地区



福島再生加速化交付金（第28回）《道路等側溝堆積物撤去
・処理支援第1回》の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

1. 交付可能額について

今回配分額 事業費 118百万円、 国費 59百万円

（注）計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

端数処理により、合計と一致しない場合があります。

2. 交付対象事業

福島市、いわき市、西郷村及び福島県が実施する道路等側溝堆積物の撤去・処理に係る費用の支援を行う。（福島県は、いわき市内において事業を実施。）

《国費約59百万円（6事業）》

《別紙資料》

- ・別紙1：自治体別交付可能額と事業実施場所
- ・別紙2：福島県の除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理

本件連絡先

復興庁原子力災害復興班

田中、清水、鴨志田

電話：03-6328-0250

1. 自治体別交付可能額

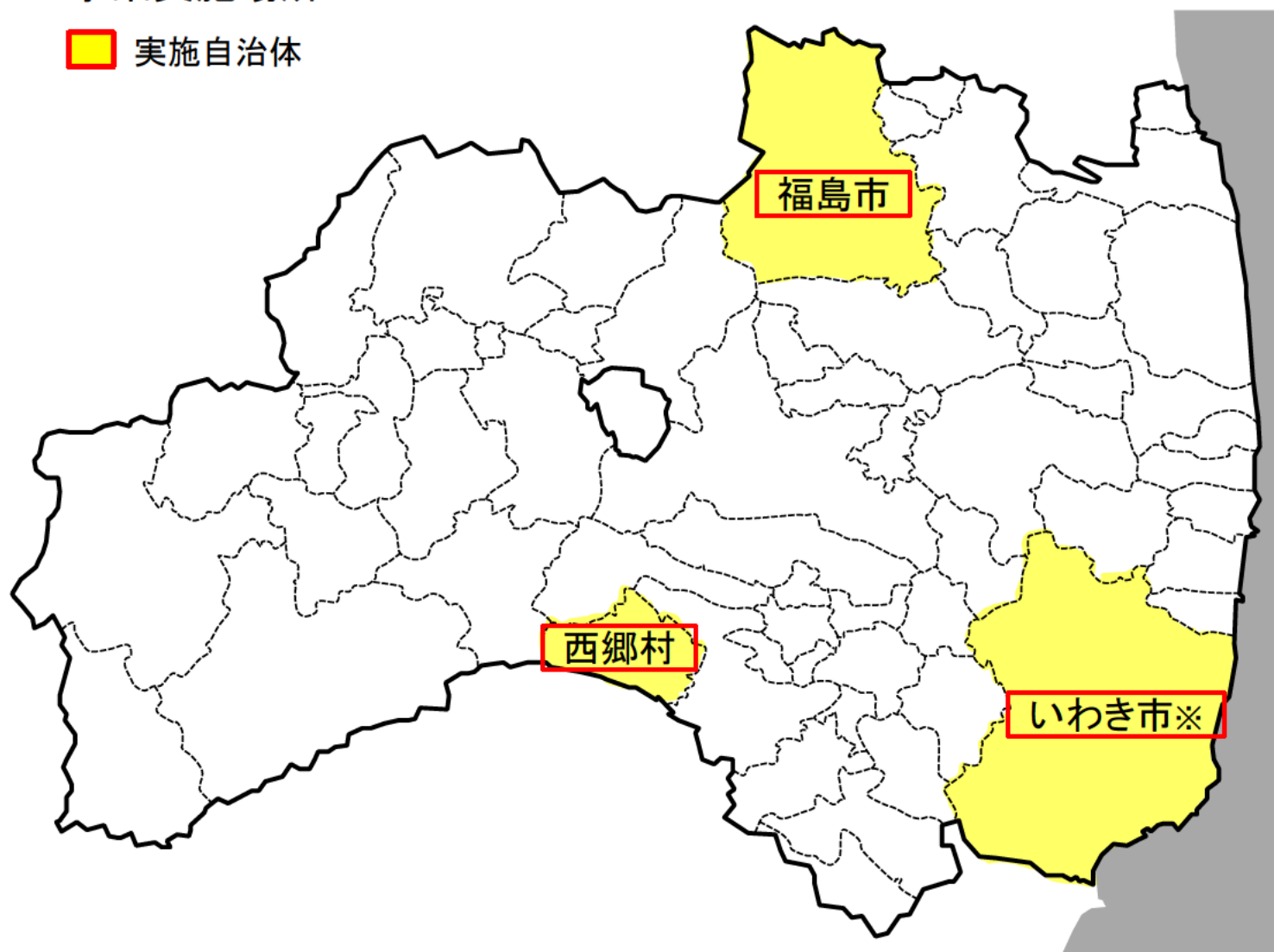
(単位:百万円)

自治体名	事業費	交付可能額(国費)
福島市	10.1	5.0
いわき市	99.7	49.8
西郷村	6.3	3.2
福島県	1.5	0.7
合計	117.6	58.7

(注) 計数は精査の結果、今後変動があり得ます。
端数処理により、合計と一致しない場合があります。

2. 事業実施場所

実施自治体



(※) 福島県は、いわき市内において事業を実施します。

福島県の除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理

課題

- 福島第一原発事故後、住民による清掃活動を中止
 - 仮置場や最終的な処分場所の確保が困難
 - 空間線量が $0.23\mu\text{Sv/h}$ を下回る地域は除染事業の対象外
- ⇒豪雨時の路面の冠水、悪臭や害虫発生などの実害が発生。



福島市



いわき市



いわき市

除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理の対応方針（H28.9.30 復興庁・環境省）

- 市町村が、国及び福島県の支援の下、最終処分場や仮置場を確保し、道路等側溝堆積物の撤去・処理を行う。
- 環境省は、福島県等と連携して、 8000Bq/kg 以下の廃棄物につき、廃棄物処理業者等に対する処理の働きかけや周辺住民の理解が得られるよう協力。
- 8000Bq/kg を超える道路等側溝堆積物については、状況を把握し関係機関間で必要な整理を行った上で、特定廃棄物埋立処分施設又は中間貯蔵施設に搬入。
- 国は、福島再生加速化交付金に新事業を創設するとともに、震災復興特別交付税交付金を交付して、上記の撤去・処理を行う市町村に対して、1地区1回に限り財政支援を行う。（県に対しても同様）

福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）の創設（H28.12）

- | | |
|---|--|
| <p>(1)対象地域・団体
福島県、除染実施計画を定めた福島県内の市町村</p> <p>(2)対象要件等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故後、中断していた道路等側溝の維持管理活動が再開可能。 ・最終処分場又は仮置場が確保され、堆積物が確実に搬入できる。 ・除染等の措置により撤去・処理を行っていない。 ・一地区、一回限り。 | <p>(3)交付対象経費
撤去作業費、放射能濃度測定費、仮置場等関係費、運搬費、中間処理費、最終処分費、等</p> <p>(4)交付額
従前の維持管理活動に係る費用を控除して算出する交付対象事業費に$1/2$を乗じて得られる額
交付省庁は復興庁。</p> |
|---|--|